

様式第4号（第11条関係）

基建第1008号
平成28年10月12日

第8区 区長 吉田 誠 様

基山町長 松田 一也

基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取扱い

平成28年9月14日に提案のあった、割田団地駐車場内処理施設東側の側溝の蓋を設置する要望について、要望箇所の前後は側溝蓋を設置しておりますが、要望箇所の区画に蓋がない状況で、歩行者等が側溝に落ち込む危険性があるため、29年度に側溝蓋の設置を行います。

2 取扱いの理由

今回の要望箇所は側溝西側に割田団地の汚水処理施設があり、乗入れ等の通行ができないため、蓋を設置しておりませんでした。しかし、歩行者等が道路を通行する際水路に転落する恐れがあるため蓋の設置を行います。他の要望箇所と調整を行い、町内の危険な箇所から工事を進めていくため、今回の要望箇所は29年度の設置となります。

3 その他